

お知らせ

## 高齢者補聴器購入費補助事業を開始しました



問い合わせ 長寿いきがい課高齢者支援担当(1階⑤番窓口)

難聴を抱える高齢者の地域社会への参加を支援し、高齢者の介護予防(フレイル予防)・認知症予防を図るため、補聴器を購入した費用の一部を補助します。



## 対象(次の全てを満たす人)

- 市内に住所を有する満65歳以上
- 聴力レベルが原則、両耳とも40デシベル以上で、聴覚障がいによる障がい者手帳交付対象とならない、または、耳鼻咽喉科の医師に補聴器の装用が有用であると認められた
- 他の法令に基づいた補聴器の補助を受けていない
- 市税および介護保険料に滞納がない

## 補助内容

管理医療機器認定を取得した補聴器本体の購入費用  
※申請に係る費用(診察・検査・文書作成料等)は自己負担です。

※修理、保守、電池交換、付属品・集音器の購入費等は対象外です。

## 補助金額

片耳・両耳を問わず、上限2万円(1人1回限り)

## 申し込み

必要書類や申請手順について詳しくは、市ホームページをご覧ください

## 注意事項

- 補助金交付決定通知を受ける前に購入した補聴器は補助金の対象外です
- 申し込みには医療機関の受診が必要です

お知らせ

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です  
～支え合う 住みよい社会 地域から～

問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当(1階⑩番窓口)

## なぜ5月12日が「民生委員・児童委員の日」？

大正6年5月12日に、民生委員制度の源といわれる「済世顧問制度」が発足したことから、この日を「民生委員・児童委員の日」としています。生活に困窮する人々を救うため始まった制度で、現在に至るまでさまざまな理由で生活上の課題を抱える人々の支えになってきました。

## 民生委員・児童委員とは

「民生委員」は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助を行っています。また、全ての民生委員は、児童福祉法によって「児童委員」も兼ね、子どもや妊産婦に関するさまざまな相談にも応じています。

民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関する支援を専門に担当する「主任児童委員」がいて、学校などの関係機関と連携・協力しながら活動しています。

## どんな活動をしているの？

## 関係機関との「パイプ役」として

地域住民が抱える悩みごとや心配ごとなどの相談に乗り、必要に応じて関係機関につないだり、福祉サービスの情報提供を行うなどして問題解決の手助けをします。

## 地域の見守り役として

独り暮らしの高齢者宅を訪問するなど、見守り活動も行っています。

日高市民生委員・児童委員協議会広報紙「はとつしん」▶



民生委員・児童委員は、地域の人々の相談・援助を行えるよう、活動の基礎となる情報の収集を行っています。民生委員・児童委員が伺いましたらご協力をお願いします。なお、民生委員・児童委員は守秘義務があり、職務上知り得た秘密は固く守ります。皆様のご理解とご協力をお願いします。



広告

エネルギーと住まいと暮らしの  
ワンストップサービス

都市ガス・LPガス・電気・ガス機器・リフォーム・水のトラブル・  
ハウスクリーニング・各種困りごと・空き家管理・不動産

日高都市ガス株式会社  
日高市下鹿山473 ☎042-989-4041